

社会保険事務局・社会保険事務所等記入欄
遺族給付同時請求 有(上)・無
死亡届の添付 有・無

未支給【年金・保険給付】請求書

45	46	48	基礎年金番号		年金コード (複数請求する場合は右の欄に記入)	
死亡した受給権者	① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	明治 大正 昭和 平成 1 3 5 7		年	月	日
	② 生年月日	氏名 (氏)		(名)		
	⑦ (フリガナ) 氏名	昭和・平成		年	月	日
	③ 死亡した年月日					

請求者	④ (フリガナ) 氏名 (氏)	(名)		⑤ 続柄	※続柄	
	⑦ 郵便番号			—		
	⑧ (フリガナ) 住所	※住所コード	市区町村			
	① 支払機関 年金を受けることを希望する金融機関または郵便局のいずれか一方について記入してください。	金融機関1	※コード	(フリガナ) 銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所	預金通帳の口座番号
	都道府県名	(フリガナ)	1 信連 3 農協 2 信漁連 4 漁協	本所 支所 本店 支店	金融機関の証明	
	郵便局2	所在地	郵便局の郵便番号 (フリガナ)	郡市	区	
	名称	(フリガナ) 郵便局				

⑨ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。

配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

◇ ④は、共済年金の未支給年金を請求する場合、④および⑨は、旧船員保険の未支給保険給付を請求する場合に記入してください。

⑩ 死亡者にとってあなたは相続人ですか。 はい ・ いいえ

上記⑩で、「はい」に○をつけた方のみ受給権者との続柄を記入してください。 続柄

⑪ 死亡した被保険者または被保険者であった者により死亡当時生計維持されていた者の氏名、生年月日および続柄を記入してください。	氏名	生年月日	続柄
	明・大・昭・平	年 月 日	
	明・大・昭・平	年 月 日	

⑫ 指定請求者 死亡者があなたを未支給保険給付の受給権者として特に指定していましたか。該当する文字を○印で囲んでください。 していた・していなかった

⑬ 電話番号 - - ⑭ 備考

⑮ 生計同一証明

上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

平成 年 月 日

住所

証明者 氏名(請求者との関係) ( ) 印

平成 年 月 日 提出

市区町村  
受付年月日

社会保険  
事務所等  
受付年月日

社会保険庁  
受付年月日

◎「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。  
◎年金証書の基礎年金番号・年金コードが不明なときは、社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務所窓口でご相談ください。  
◎「※」印欄は、記入しないでください。

社会保険事務局・社会保険事務所等記入欄	
遺族給付同時請求	有(有)・無
未支給請求	有・無

年金受給権者死亡届 (副)

死亡した受給権者	① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	基礎年金番号				年金コード (複数届出する場合は右の欄に記入)			
	② 生年月日	明治 1	大正 3	昭和 5	平成 7	年	月	日	
	⑦ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)			
	③ 死亡した年月日	昭和	平成	年	月	日			

届出者	④ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)				⑤ 続柄	※続柄
	※⑥ 未支給無	⑦ 郵便番号				—					
	⑧ (フリガナ) 住所	※住所コード		市区町村							

◎ 未支給の保険給付を請求できない方は、死亡届のみ記入してください。

◎ 「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。  
◎ 年金証書の基礎年金番号・年金コードが不明なときは、社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局事務所の窓口でご相談ください。  
◎ 「※」印欄は、記入しないでください。

☎ 電話番号	—	—	⑧ 備考	
--------	---	---	------	--

平成 年 月 日 提出

市区町村  
受付年月日

社会保険  
事務所等  
受付年月日

社会保険庁  
受付年月日

届書コード	処理区分コード	届書
8 5 0 1		

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金

社会保険事務局・社会保険事務所等記入欄	
遺族給付同時請求	有( )・無
未支給請求	有・無

年金受給権者死亡届 (正)

◎「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。  
 ◎年金証書の基礎年金番号・年金コードが不明なときは、社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局事務所の窓口でご相談ください。  
 ◎「※」印欄は、記入しないでください。

死亡した受給権者	① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	基礎年金番号				年金コード (複数届出する場合は右の欄に記入)								
	② 生年月日	明治 1	大正 3	昭和 5	平成 7		年		月		日			
	⑦ (フリガナ)氏名	(氏)					(名)							
	③ 死亡した年月日	昭和・平成				年			月			日		
届出者	④ (フリガナ)氏名	(氏)					(名)						⑤ 続柄	※続柄
	※⑥ 未支給無					⑦ 郵便番号								
	⑧ (フリガナ)住所	※住所コード				市区町村						送信		

◎ 未支給の保険給付を請求できない方は、死亡届のみ記入してください。

⑨ 電話番号	-	-	⑩ 備考	
--------	---	---	------	--

平成 年 月 日 提出

市区町村  
受付年月日

社会保険  
事務所等  
受付年月日

◎ 年金受給権者死亡届・未支給【年金・保険給付】請求書でいう年金給付、保険給付の種類

(国民年金)

老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金、遺児年金

(厚生年金保険)

老齢厚生年金、老齢年金、特例老齢年金、通算老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

(船員保険)

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金

(共済年金(JR・JT・NTTに限る))

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

◎ 未支給の年金・保険給付を受けることができる方および順位

(国民年金・厚生年金保険・船員保険)

死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等

(共済年金)

1. 死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母  
(子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において配偶者がいない人または組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある人)
2. 上記1以外の死亡した受給権者の相続人(配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹等)

◇ 自分より先順位者がいる場合は、未支給年金を受けることはできません。

## ◎ 記入上の注意

### (死亡届および未支給【年金・保険給付】請求書に共通した注意事項)

1. 字は楷書で、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
2. 請求者および届出者本人が自ら署名する場合、押印は不要です。
3. ①には死亡した受給権者の基礎年金番号・年金コードを記入してください。  
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードを記入してください。ただし、年金毎に未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみ記入してください。  
なお、①に記入すべき年金を請求中であるときは、②に年金の種類、提出した社会保険事務所等の名称および提出年月日を記入してください。
4. ②および③の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。年月日は、たとえば、昭和12年1月6日の場合は「12年01月06日」のように記入してください。
5. ④には請求者または届出者の電話番号を記入してください。

### (未支給【年金・保険給付】請求書にかかる注意事項)

6. ①は、「金融機関」または「郵便局」（簡易郵便局は不可）のいずれか一方を正しい名称で記入し、「フリガナ」はカタカナで正確に記入してください。  
金融機関の「銀行・金庫・信組」「本店・支店・出張所」「信連・信漁連・農協・漁協」「本所・支所・本店・支店」および郵便局の「郡・市」は該当する文字を○印で囲んでください。  
「預金通帳の口座番号」は、銀行、金庫または農協等を希望したときに、その預金通帳の口座番号を記入してください。また、金融機関の証明は必ず受けてください。
7. ⑤は、受給権者（旧船員保険の受給権者であった場合を除く。）が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
8. ⑥は、共済年金の未支給年金を請求する場合、該当する文字を○印で囲んでください。
9. ⑦、⑧は旧船員保険の未支給保険給付を請求する場合、記入してください。
  - ・⑦は、氏名、生年月日、続柄を記入し、元号は該当する文字を○印で囲んでください。
  - ・⑧は、該当する文字を○印で囲んでください。
10. ⑨には、住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときであって、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類がない場合は、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことの証明を、民生委員、町内会長、事業主、船舶所有者、社会保険委員、家主などの第三者から受けてください。  
また、( )内には、証明する方と請求者との関係を記入してください。
11. 子または配偶者が請求する場合であって、死亡した受給権者と請求者が住民票上世帯は別で住所が同一であった場合は、「別世帯となっていることについての理由書」、死亡した受給権者と請求者の住民票上の住所が異なっているが現に起居を共にしていた場合は「別世帯となっていたことについての理由書」および「同居についての申立書」を、死亡した受給権者と請求者が、別居していた場合は「別居していたことについての理由書」を添付してください。  
また、請求者が子または配偶者以外であって、死亡した受給権者と請求者の住民票上の住所が異なっているが現に起居を共にしていた場合は「同居についての申立書」を添付してください。

## ◎ この請求書に添えなければならない書類

(死亡届および未支給【年金・保険給付】請求書を提出する場合)

1. 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、その事由書）
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書、住民票等）

※旧国民年金法の年金受給権者の場合は不要です。

3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の謄本もしくは抄本

※住民票でこれに代えることはできません。

4. 死亡した受給権者と請求者の住民票の写し（住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは、住民票の他に㊦に第三者の証明を受けるか、または、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類。また、住民票上、死亡した受給権者と請求者が別世帯になっている場合や、住民票上住所が異なっている場合には「別世帯になっていること理由書」、「同居についての申立書」及び、「別居していることについての理由書」が必要な場合があります。）

5. ㊧の金融機関の欄に記入した方で、金融機関の証明欄に証明が受けられない場合は、預金通帳の口座番号についての当該金融機関の証明書

6. 死亡した受給権者が年金給付または保険給付の裁定請求書を提出していなかったときは、その裁定請求書とその添付書類等

7. 請求者が配偶者であって市区町村長に届出はしていないが事実上死亡した受給権者と婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を明らかにする書類

8. 請求者が受給権者の死亡当時、18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または孫（昭和52年4月1日以前に生まれた方については18歳未満）、または60歳未満の父母または祖父母、18歳以上60歳未満の兄弟姉妹、60歳未満の夫であって、障害等級の1級または2級の状態にあったことを認めることができる診断書

9. 請求者が死亡した受給権者から遺言により指定された方（指定請求者）の場合は、その遺言書の写し

※上記8・9については、旧船員保険の未支給保険給付の請求者に限ります。

(死亡届のみを提出する場合)

上記の1、2の書類

- ◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちのだれか1名が代表して未支給請求をしてください。
- ◇ 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒に提出してください。
- ◇ 未支給年金・保険給付が支払われるまでにおおむね3か月かかります。